

社会福祉関係の県単独補助制度の継続を求める意見書の提出について

社会福祉関係の県単独補助制度の継続を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成24年12月18日提出

秦野市議会文教福祉常任委員会
委員長 神倉寛明

提案理由

県単独補助制度の削減や廃止が実施された場合、市民生活を初め、本市の福祉施策や行財政のほか、民間社会福祉施設の運営に計り知れない影響をもたらすことから、社会福祉関係の県単独補助制度を継続するよう、県に意見書を提出するものであります。

社会福祉関係の県単独補助制度の継続を求める意見書

県は、緊急財政対策本部を設置し、調査会からの「県有施設の原則全廃」、「県単独補助金は一時凍結の上、抜本的見直し」などの意見を受け、具体的な対応策として緊急財政対策を取りまとめた。

この対策の中で、すべての県単独補助金・負担金は、その必要性や内容の妥当性をゼロベースで検証し、削減や廃止を含めた見直しを検討する。また、その内容や規模、実施時期についてはロードマップを明らかにするとしている。

県単独補助制度の削減や廃止が実施されるようなことがあれば、市民生活を初め、本市の福祉施策や行財政に計り知れない影響をもたらすことは当然であるが、民間社会福祉施設にとっても補助金や負担金は、必要不可欠であり、施設運営や福祉労働者の賃金・労働条件に多大な影響を及ぼすことになる。

したがって、県においては、少子高齢化が進む中、住民の生活や福祉を守る観点から、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望するものである。

- 1 民間社会福祉施設に対する運営費補助金や施設整備借入償還金補助金などを継続すること。
- 2 民間保育所運営費補助金や民間保育所設置促進事業費補助金など、民間保育所運営に関する補助金を継続すること。
- 3 市町村への補助金・負担金の削減や廃止について見直しする場合は、市町村と十分協議し、一方的な廃止・削減は絶対に行わないこと。
- 4 福祉や保育労働者の人材確保の観点から、社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金、産休等代替職員制度事業費補助金を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月18日

神奈川県知事 様

秦野市議会議長 大野 祐 司